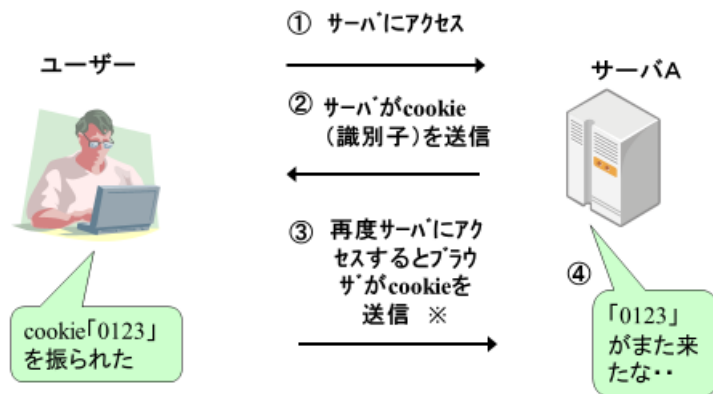
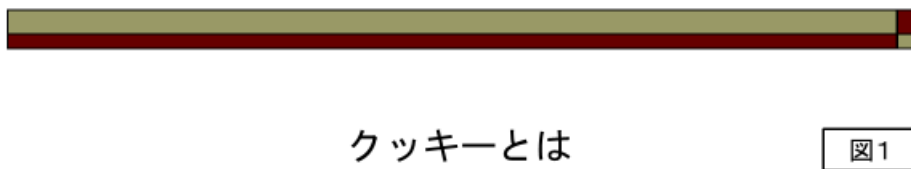


■ サードパーティクッキーによるトラッキング

ウェブサイトを開覧したことについての情報を無関係な広告事業者が取得することは、サードパーティクッキーの機能により、広く行われてきた。現在主流となっている手法の一つは、簡易プログラム JavaScript と、ブラウザを識別するクッキーを利用したものである。

クッキーとは、ウェブサイトが、閲覧者のコンピュータにブラウザを介して一時的に書き込むデータで、閲覧者の識別や認証のために使われるものである。例えば、ユーザーが最初にウェブサイト A を閲覧した際、ウェブサイト A はユーザーのブラウザに対してクッキーを送りつける。クッキーには、ウェブサイト A 発行のクッキーであることが記載されている。そのブラウザが二度目以降にウェブサイト A を閲覧すると、ブラウザはこのクッキーを A に送り返すため、A は同じ閲覧者（ブラウザ）が訪問したことを確認できる（図 1）。



※ cookieには、ドメインが書かれており、ブラウザは同じドメインのサーバにだけ送り返す。

ユーザーが意図して閲覧したウェブサイトが発行するクッキーを「ファーストパーティクッキー」と呼ぶ。

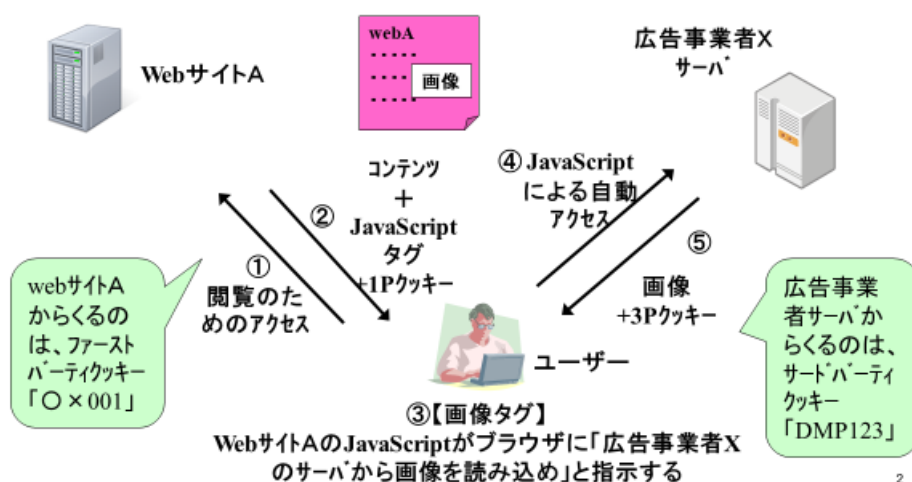
これに対して、ユーザーが意図して閲覧したウェブサイトやサービスの運営主体以外の事業者が発行するクッキーを「サードパーティクッキー」と呼ぶ。例えば、ウェブサイト A と広告事業者 X とが提携し、A のウェブ文書（HTML）上に A が JavaScript を設置し、A を閲覧したブラウザに対し、「X のサーバにアクセスして広告の画像を取ってこい」などの指示をすると、このユーザーのブラウザは X のサーバにアクセスする。するとここでもブ

ブラウザとサーバ間の通信が発生するため、X のサーバもこのユーザーのブラウザに対してクッキーを発行する。ユーザーから見れば、ウェブサイト A の閲覧に際して表示される広告が、実はウェブサイト A のサーバではなく X のサーバからダウンロードされて表示される形になる。ユーザーとしては、自身の意図で閲覧したウェブサイト A から発行されたクッキーがファーストパーティクッキーであり、閲覧するつもりのない X のサーバから発行されたクッキーがサードパーティクッキーである（図 2）。



広告事業者のサードパーティクッキー

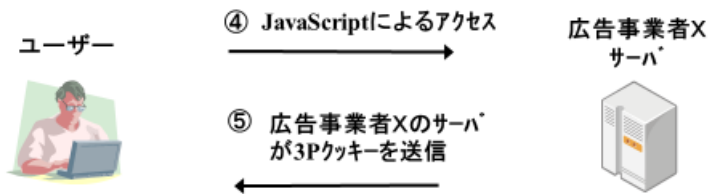
図2



ちなみに、A の指図でユーザーのブラウザが X のサーバにアクセスするとき、X にはそれが A の指図によるものであることが分かる（ブラウザからの通信にそのことが記載されている）。また、X がブラウザから A のファーストパーティクッキー（A のドメインが記載されている）をもらうこともある（図 3）。

広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ

図3



⑥

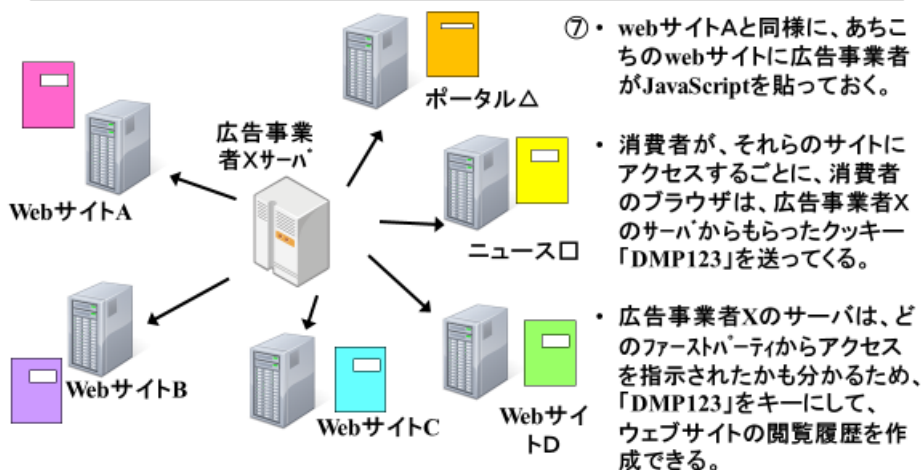
- ④のJavaScriptによるアクセスの際に広告事業者サーバはウェブサイトAの指示で来たことが分かる(1pクッキー「O×001」をもらうことも)
- それにより、ウェブサイトAと広告事業者が発行した3Pクッキー「DMP123」の組み合わせが広告事業者サーバで完成する。

3

さらに、広告事業者であるXは、ウェブサイトAばかりでなく、ウェブサイトBやウェブサイトC、ウェブサイトDとも連携し、これらのサイトに同じようにJavaScriptを埋め込んでもらうことにより、ユーザーがそれらのウェブサイトへアクセスする都度、Xのサーバへアクセスさせることができる。その結果、XはユーザーがAのみならず、BやCやDを閲覧したことも把握できる。Xが多くサイトと提携すればするほど、Xは、ユーザーのウェブ上の様々な行動履歴を、サードパーティクッキーを介して把握することができる(図4、5)。

広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ

図4



4

広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ

図5

広告事業者X
サーバ



DMP123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2019/06/01 22:10	○×スポーツ
2019/06/01 22:18	WebサイトA(ランニングシューズ)
2019/06/02 19:30	WebサイトB(引越し業者)
2019/06/02 19:52	WebサイトC(引越し業者)
2019/06/02 20:05	ポータル△
2019/06/04 20:30	ニュース□
2019/06/01 20:46	EC@

このような閲覧履歴の収集は、行動ターゲティング広告の手段として広く行われており、一部で問題視する意見もあったものの、わが国では具体的に法的責任が問題とされたことはなかった。

■ フェイスブック（以下「FB」）の問題点

ウェブサイトに設置される「いいね！ボタン」は、ウェブサイト運営者にとっては、そのコンテンツに対する訪問者の関心度の把握やコンテンツの拡散等に役立つため、多くのサイトに埋め込まれているが、その機能は、前記広告事業者 X がウェブサイト A 等に設置してもらう JavaScript と同じである。その名称や形状から、ボタンをクリックした場合にのみ何らかの情報が FB に送信されると想像させるが、実際には、クリックの有無に関係なく、ボタンが設置されたウェブサイトを開覧しただけで FB のサーバにアクセスし、ブラウザの閲覧情報などを送信する（図 6）。FB は、「いいね！ボタン」による情報収集に関して、2018 年 10 月に個人情報保護委員会から行政指導を受けている。



6

広告事業者による閲覧履歴の収集が問題とされなかったにも関わらず、FB が前記行政指導を受けたことには理由がある。広告事業者による閲覧履歴の収集は、あくまでも個人情報ではないものとして行われるのに対し、FB が「いいね！ボタン」を通じて収集する閲覧履歴は、FB ユーザーの登録情報と紐づけられて個人情報となるからである（図 7）。FB ユーザーはこのような FB による情報収集を認識していないことが多く、「いいね！ボタン」による個人情報の収集は、不適正な手段による個人情報の取得を禁止する個人情報保護法 17 条 1 項に違反するおそれがあるものとして行政指導の対象になったものと考えられる。

「いいねボタン」の問題

図7

SNS123のブラウザのアクセス履歴		+	SNS123のユーザー登録情報	
日時	アクセス先		氏名	森野亮二郎
2019/06/01 22:10	〇×スポーツ	所属組織	ABC商事	
2019/06/01 22:18	WebサイトA	性別	男性	
2019/06/02 19:30	WebサイトB	生年月日	1970年6月1日	
2019/06/02 19:52	WebサイトC	住所	東京都港区	
2019/06/02 20:05	ポータル△	学歴	ZZ大学	
2019/06/04 20:30	ニュース□	既婚・未婚	既婚	
2019/06/01 20:46	EC@	趣味	旅行、自転車	



7

同条項に違反するような情報収集は、収集する情報の性質次第では、プライバシー侵害の不法行為となる可能性がある。「いいね！ボタン」が何ら制限なくアダルトサイトや病気に関するウェブサイトにも設置され、その閲覧履歴が収集・利用されるのであれば、FBユーザーのプライバシー侵害にあたる可能性を否定できないであろう¹。

¹ プライバシー侵害については、拙稿「インターネット広告に関する最近の法律問題」（国
民生活研究第56巻第2号2016年12月）参照